

Musashino University

武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

Marriage and Divorce in the Middle Ages : Faithfulness and the Kyogen World

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2018-05-23
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高松, 百香
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/814

ました。日本の女性史において、家族や婚姻形態は初発

中世の結婚と離婚

―史実と狂言の世界―

高

松

百

香

はじめに

的な解説を補足しつつ、中世の結婚・離婚について、狂容を文章化するものです。当日の講演内容に、少々専門能楽資料センター公開講座において、筆者が講演した内を、「〇一七年八月三日に開催された武蔵野大学

言に注目しながら述べたく思います。

婚に関する実態を解説してほしいという依頼をいただきは、狂言を鑑賞する上で必要な知識としての、当時の結代・中世女性史を専門としております。講演に際して筆者はあいにく能・狂言に詳しくはないのですが、古

この時代は婚姻形態の変遷において重要な時期と重なっの成立は中世後期、室町時代あたりとされていますが、の問題関心であり、そして中心的課題です。また、狂言

ているようです。

狂言には「智女狂言」という分類があるほどに、婚姻狂言には「智女狂言」という分類があるほどに、婚姻

一、中世の結婚

1. 婚姻の研究と日本女性史

論されてきた、 まかではありますが、高群が抽出し、現在に至るまで議 的であるものの、 をされています。 する研究成果は大きく、現在にいたるまで批判的に継承 婿婚の研究』などによる婚姻および居住形態の変遷に関 ないかもしれませんが、歴史学において高群逸枝の 対する研究から実質的に始まったとすら言えます。 る女性史は、高群逸枝による家族・婚姻の歴史的展開に 婚姻形態の研究があります。というよりは、 いう意味でありまして、否定的意味ではありません。大 先に述べましたように、日本女性史の重要課題として 能・狂言に関心のある方にとってはさほどの知名度は 婚姻形態の歴史的推移を紹介します。 批判的継承とは、大筋においては説得 細部にあたっては訂正の必要があると 日本におけ 招

[平安時代]妻問い・通い婚を経ての聟取婚(=招[古代]対偶婚、平安時代以降の単婚への移行

婿婚)、妻方居住

併存

[室町時代]嫁取婚・嫁入婚の一般化、夫方居住

0)

主流化

高群の主張は、嫁取婚とそれに伴う夫方居住が、歴史上における女性の地位の低下を決定的にしたという点にありました。単なる婚姻や居住形態の変遷を追っただけの研究ではありません。しかし、狂言が成立したというなび夫方居住に決した時期と重なることは、大変興味深よび夫方居住に決した時期と重なることは、大変興味深いものがあります。

2. 婚姻形態の変遷

です。しかし、中世においては、男性も女性も結婚後に族と同居する状況が浮かびます。「お嫁さん」はその逆新婦の家の戸籍に入り姓を変え、場合によっては新婦家あったのでしょうか。われわれが現在「お聟さん」といさてこの聟取・嫁取という結婚形態はいかなるものでさてこの聟取・嫁取という結婚形態はいかなるもので

日目

の夜には餅を振る舞って結婚を世間に公表する「三

した。 限り、 の家族の生活形態自体が、 じてどの身分層でも確認できないのです。結婚とその後 ٨ ですが、 足利義政の正妻日野富子もしかりです。また管見の 台所までも共有する完全二世代同居は、 源政子などと名乗ったり署名したりはしませ 現在とはかなり異なっていま 中世を通

が、

姓

気が変わることはありません。

源頼朝の正妻は北条政子

すので、その成果から紹介したいと思います。 まずは、 平安時代の貴族の婚姻形態研究が現在盛んで

1 聟取婚の時代

三日 は、 ることとなります。 ん。 あれば、これは親の目を盗んでというわけにはいきませ に夜に通う「妻問婚」、 性 平安時代における結婚の もしくは、 親が納得して許可した男性が、 間続けます。 日が昇る前に退出するのがルールで、これをまずは 女性の親の許可を得て男性が女性のもと 妻の父が、 夜中、 つまり通い婚です。貴族身分で 娘のもとに訪問してきた男性 開始は、 聟の靴を抱いて寝たり、 娘のもとに通ってく 男性が気に入った女

ので、

た。

史料に散見されます。 日夜餅」という風習があったりしたことも、 物語などの

ずっと続くわけではありません。家主である妻の との結びつきが強固でした。 を研究上は「妻方居住を経ての新処居住」と呼びます。 わけではなく、 かったのです。 が同じ屋根の下で暮らすことは一生ありえませんでした ていましたので、 自身が用意した新居に若夫婦が住んだりしますが、これ 退去し娘夫婦に家を明け渡したり、 活の世話を妻の家族から受けますが、この同居 この妻問婚をしばらく続けたのち、 同じ家に二世代が暮らすことは避けるべきこととされ 余談ですが、 これは妻の実家での生活となります。 いわゆる同居に起因する「嫁姑問題」 なお、 相続や地位の継承などは、 平安時代において、 期間限定の同居といっても別棟でし 聟は妻の家族に完全に包摂される 妻の実家もしくは夫 新郎の両親と新婦 同居が始まります 聟は日常 聟自身の実家 は存在しな い両親が 形 態が の生

が、 日本社会は母系が強く、 まいをどちらが用意するかが大きな問題 平安時代までは、 なのです 息子がい

の邸宅を継承することにもなったのです。ても家屋の相続人は娘でした。娘は聟を取ることで、

親

(2) 聟取婚から嫁取婚へ

能保 良経を聟取るように迫っています。東国の風習など知っ ばかりという事情がある一条家の本宅でかまわない が印象的です。 史料では近年の嫁取婚を「不快」と唾棄する兼実の主張 れと頼む能保・頼朝とのやりとりが確認できます。 い兼実と、聟を住まわす家がないために嫁取婚にしてく ものの、 末に掲載しますので、興味のある方は御覧ください。 六月二日条(【史料①】)があげられます。史料原文は文 政であった九条兼実の日記『玉葉』建久二年(一一九一) れています。この過渡期をよく表す史料として、当時摂 武士階級からはじまって貴族階級にも普及したと考えら 代初期についてみてみましょう。 さてこの史料からは、兼実の息子である良経が、一条 それでは、聟取婚から嫁取婚への移行期である鎌倉時 (源頼朝の妻の実兄)の娘と婚姻する予定であった 良経が聟として先方に迎えられる聟入婚とした 兼実は、 狭い上に能保の妻の喪が明けた 嫁取婚は、この時代の この から

例故実を重んじる兼実らしい態度とされています。たことではない、嫁取婚は断固拒否するぞ!という、先

٨ が、 どこまでも身分に雲泥の差がありました。 軍となりますが、 右近衛大将」、つまりは無官です。この翌年、 の嫡男です。都の常識を知らない田舎武士ではありませ 頼朝の養女的存在の娘を迎えることを承知したのです。 という経緯がありましたので、嫡子である良経の妻に、 倉幕府を開いた頼朝のおかげで思いがけず摂政になれた 自身が摂関家の庶子であり、平氏政権を武力で打倒し鎌 ですが、摂関家子息との婚姻にあたっては、身分の低 条家の娘の立場を保障する父代わりの存在です。 嫁取婚は東国の武士層から始まったとされています それでもこの時期、 頼朝はもともと都で貴人に仕える武士・源氏の棟梁 嫁取婚を主張する頼朝は、 摂政である兼実とは、 朝廷における頼朝の地位は 新婦となる娘の伯父 権勢とは別に、 征夷大将 兼実 前

上」するという語を使っています。家格や財力が婚姻のに反映しているとも言われています。頼朝は娘を「進この身分差が、婚姻に対する頼朝と兼実の意見の相違

0

方式での不快・不幸な先例が続いているため、

仁子が

わかっています。 愛を伴う移動に対して「嫁す」という動詞を使うことが 時代の婚姻語の研究から、聟でも嫁でも、 男が女に「嫁す」とも言った時代なの 婚姻という性

方式を決めるという要素になっていたのです。また鎌倉

と考えるべきと言われています。 頼朝なりの上位者への敬意が、この騒動に影響している 頼朝が新しい価値観を持っているというわけではなく、 こういった鎌倉初期の史料からは、 単に兼実が古くて

まり聟取婚が通例だったが、近年の摂関家の婚姻ではこ 併せて読みますと、 嗣 当日の記事があります。この史料と、『葉黄記』(葉室高 (【史料②】) には、 家の日記『玉蘂』嘉禎三年(一二三七)正月十四 道家、これは先述の兼実の孫に当たる人物ですが (前関白家実嫡子)と九条仁子(摂政道家二女) 次に、鎌倉時代中期の史料をみていきましょう。 〈のち改名し定嗣〉 摂関家の子女同士、左大臣近衛兼経 婚姻とはこれまで「執婿の礼」、 の日記) の同日条(【史料③】)を の婚! 九条 [日条 0 姻 道

> 条室町の路地で行列を密かに見守りました。 れました。ここにきて、先例故実を最も重視する摂関家 ある家実夫婦は別宅へ転居し、 嫁いだことが明らかとなります。 近衛邸へ「御渡り」、 一士の婚姻でも、 嫁取婚が選択される時代となったこと つまり嫁入り行列をして近衛家に 嫁取・夫方居住が開始さ 実父である道家は、 新郎の親で

3 嫁取婚の時代へ

がわかります。

同

使っている研究者が多くいらっしゃいます。 しても貴重で、 せん。むしろ、狂言に残された婚姻の描写が歴史資料と 態ですが、庶民レベルの婚姻史料はほとんど残ってい これは貴族・武士階級においては史料的に確認できる実 室町時代以降、 歴史学においても狂言台本を史料として 嫁取婚・嫁入婚が主流になりました。

います。ただ、これはあくまで主催者周辺にしかわから るのが基本であり、 えますが、費用負担の主体がどちらかによって使い分け なお、史料上は「嫁入」と「嫁取」という文言がみ 新婦の家が費用負担する場合は 新郎の家が費用負担する婚姻は 「嫁入」と言われて 「嫁

き、

にする同一家屋二世代同居は、まだ一般的とは言いがた まどが複数存在したとされていますので、食事までとも ただし台所は別でした。武家邸宅の復元でも、 時には同棟での二世代同居も見られるようになります。 は、 場合に、正確に書き分けられたわけではなさそうです。 ないことであって、 い状況だったと考えられます。 嫁取婚における居住形態ですが、まず公家に関して 経済状況の悪化から、 他人の結婚を自分の日記などに記す 中世後期には同一敷地別棟、 一棟にか

因が、この室町時代に確認できるということになります。 時代にさらに展開していく女性の地位の歴史的低下の要 べての階層で浸透したのが室町時代です。この先、 ともあれ、高群が重視した嫁取婚と夫方居住がほぼす 江戸

3 儀式としての聟入の意味

始している聟(新郎) ります。例えば、「二人袴」では、すでに結婚生活を開 「智入」の儀式が注目されていることが多いことがわか 狂言の台本では、 が、はじめて嫁の実家に挨拶に行 婚姻生活そのものよりも、

> 望された舞の最中、後ろを振り向けないことによる滑稽 のように着け、袴を着している風を装いました。 て、袴を前後半身に分けて、父と新郎がそれぞれ前掛け 行きの袴が聟が着用している一着しかありません。 す。父も舅と対面する羽目になってしまうけれど、 たのですが、 舅に対面し杯を交わす聟入儀式に向かうことになっ 恥ずかしいので実父に同行してもらいま よっ よそ

ません。婚姻関係がスタートし、夫方(夫の実家か、夫 るという順番なのです。 の実家の所有する家)における妻の同居が始まって以後 が続いていたのかと思ってしまいますが、そうでは わる演目がありますので、一見、庶民レベルでは聟入婚 この他にも狂言には、結婚生活開始後の聟入儀式に関 吉日を選んで、妻の実家で聟入りする儀式が行われ はあり

なしぐさが見所の演目です。

うです。実際にはこの時期、 町時代においても、 に行われていたものの、狂言の作り手・演じ手は男性と 庶民層においてはどうやら、 儀式としての聟入は継続していたよ 嫁入り行列もかなり華やか 嫁取婚が主流となった室 鎌倉幕府の法令集である「御成敗式目」四一条第二規

たといわれています。 いうことで、聟入儀式の方が狂言の題材になりやすかっ

たいのです。 れでも、儀式を行うこと自体に意味があったと考えてみ 事で、形式的な儀式はあとから行ったのではないか。そ 町時代の庶民も、まずは婚姻の実態を獲得することが大 で、子連れで結婚式を行うことも珍しくないですが、室 間に公表する。現在では、 姻の事実が確定してから、あらためて儀礼を行い、 注目に関して、もう少し考察をしたいと思います。 (授かり婚などのソフトな表現が推奨されてはいますが) ただ、歴史学の立場から、この狂言における聟入への いわゆる「できちゃった婚 世 婚

事例をみてみましょう。 ました。また、聟が皆平和的な存在であったわけでもな ざるを得ない男女が相当数、存在したことがわかってき 層では、必ずしも皆結婚するわけではなく、独身を通さ と言いますのも、 暴力的な聟がいたことも指摘されています。以下、 近年の歴史学研究では、 中世の庶民

> 定には、下人男女の性愛関係の結果、子どもが生まれて いう家族を形成できないことが多々ありました。 かっています。下人身分の人々は、「夫婦と子ども」と が配分される「子分け」という制度があったことがわ 男児が産まれたら父親に、 女児なら母親にその所属

Ŕ

この地域のルールだ、という意味です。この場合の聟の ますが、ここには「田舎の習い、従者聟においては召仕 うものなり」と書かれています。主人に性を管理されて する台詞があることから推定されます。 てはいかがか。お前にとってよい話だぞ」とだまそうと 酷使した領主に対して、「自分をその下女の従者聟にし 子王)の一場面にも、 てはまるようです。説経節「さんせう太夫」(安寿と厨 身分は下人ばかりではなく、自立した身分の男性にも当 = 従者聟は、下女の主人が召し使ってもよいというのが いた下人身分の女性のもとに通ってきて聟となった男性 また、「従者聟」という文言が鎌倉中期の史料に見え 国司である厨子王が、姉の安寿を

されているのですが、これは女性や女性の親の承諾 さらに、「押入聟」という存在も鎌倉時代中 期

書が残されています。禁じるということは、禁じる必要息子が、支配下の女性のもとに聟として押しかけ、待遇主張したりする悪しき聟の事例です。たちが悪い領主のく、一種の性暴力のあげく、聟として居座ったり権利を

が発生するほど、多くの事例があったことの証左です。

戦国期の「今川仮名目録」第七条には、主人に届け出 戦国期の「今川仮名目録」第七条には、主人に届け出 戦国期の「今川仮名目録」第七条には、主人に届け出 を機にさらされたりする事態すらあった時代なのです。 なったうな史料を見ていると暗い気持ちになりますが、狂言の中で確認できることは救われます。狂言の世が、狂言の中で確認できることは救われます。狂言の世が、狂言の中で確認できることもありますが、智は基本的 たちは、かろいろとへマをやらかしたり、離婚の たちは、多少のヘマをやらかす智に寛容で、わざと勝負 たちは、多少のヘマをやらかす智に寛容で、わざと勝負

儀式として注目される聟入は中世を通じて続きます。

に負けてくれたりもしています。

目を配ることで、見えてくるものがあるのです。歴史的事実がありました。歴史資料と狂言、どちらにも祝福される結婚ができる庶民ばかりではなかったというた題材だったでしょう。そして、その背景には、世間にそれは狂言という、笑いと祝賀の芸能という趣旨に合っ

二、中世の離婚・再婚

たことが確認されています。通時的に確認しましょう。おいては、中世にいたるまで、離婚・再婚はかなり多かっ婚、そして再婚という展開もついてくるものです。日本にここまでは結婚についてみてきましたが、結婚には離

1. 平安時代の離婚・再婚

草子』で有名な才気あふれる宮廷の女房・清少納言も少す男女が多かったのです。意外かもしれませんが、『枕きは割合とゆるやかで、生涯何度も結婚・離婚を繰り返通わなくなると実質的な離婚となりました。この結びつい・通いを前提としていたために、女性のもとに男性がい・通いを前提としていたために、女性のもとに男性がまず、平安時代の離婚とは、そもそも結婚形態が妻問まず、平安時代の離婚とは、そもそも結婚形態が妻問

49

儲けたことがわかっています。 なくとも生涯二回は結婚し、それぞれの相手と子どもを

けるのが良しとされた時代です。 で妻問いが枯れようものならば離婚し、次の相手を見つ くれる夫ならばともかく、「妾」や「召人」という扱い べてはるかに高いとされますので、「一夫一妻多妾」と 正確には、この時期 いう状況になります。女性からすれば、正妻格に据えて 貴族男性は複数の婚姻関係を結ぶため「一夫多妻」、 「正妻」の身分がその他の女性に比

であることは明白だったのです。 を読んだ当時の人々からすれば、女三宮からの離婚宣言 る光源氏と不和になり、出家しました。これはこの物語 女・女三宮が、柏木との密通により薫を出産し、夫であ です。『源氏物語』の中では、光源氏の正妻となった皇 離婚でした。性愛関係の断絶を宣言することになるから また、結婚している女性が出家することは、事実上の

です。でも実際は権力のある一握りの男性が複数の女性 る男子学生さんなどは最初は「いいなあ」と思うよう 余談ですが、「一夫多妻」の話をすると、 私が教えて

で、

取っていくがよい」と声をかけます。

しかし妻は

藤原兼家のごとく、 だと説明すると、彼らはがっかりします。『源氏物語 を確保するため、 原道綱母による『蜻蛉日記』で不誠実をなじられる夫の り越えられる貴族が当たり前であったわけではなく、 の光源氏すらうまくいかなかったように、一夫多妻を乗 ら確保しづらくなるというのが一夫多妻という制度なの その他の男性はたったひとりの相手す 女性達は決して一夫多妻に甘んじて

2 鎌倉時代の離婚・再婚

W

たわけではないことを強調しておきます。

は、 している場面において、夫が「離縁され追い出される妻 に離縁を言い渡された妻が、まさに馬に乗って去ろうと ④】) では、遠江国(現在の静岡県)での話として、夫 話があります。第七-一「嫉妬ノ心無キ人ノ事」(【史料 話集には、いくつか当時の離婚について触れている説 いう僧侶がまとめた『沙石集』という鎌倉時代の仏教説 次は鎌倉時代における離婚に関して述べます。 家中の物を好きなだけ持ち出すのが世の 習いなの 無住と

「あなたほどの大事な人を捨てて行く私に、これ以上何か欲しい物などあるでしょうか」と答え、まるで嫌みのか欲しい物などあるでしょうか」と答え、まるで嫌みのは妻の希望が通ったという当時の様子がうかがえます。まが無一文で背中を蹴られて追い出されるような一方的な離婚ではありません。

を が描かれています。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七-十一たわけでもなされていまた、離婚決定権ですが、夫側のみに認められていまた、離婚決定権ですが、夫側のみに認められていまた、離婚決定権ですが、夫側のみに認められていまた、離婚決定権ですが、大側のみに認められていまた。

今まで通り暮らさせることにしたそうです。

てのことか」と問います。妻は、「あまりに多くの問題大きな鮎を三十匹ばかり夫が獲ってきたので、少しは煮大きな鮎を三十匹ばかり夫が獲ってきたので、少しは煮たきな鮎を三十匹ばかり夫が獲ってきたので、少しは煮があるのですが一つだけ申し上げますと、先日、川からがあるのですが一つだけ申し上げますと、先日、川からがあるのですが一つだけ申し上げますと、先日、川からがあるのですがしました。地頭が夫に確認したところ、妻の言い分を認めました。地頭が夫に確認したところ、妻の言い分を認めました。やして、こんな夫といままで連がすることにしました。そして、こんな夫といままで連れ添った妻は情深いということで、税を一部免除して、初あるのですが一つだけ申し上げますと、この子が泣いて、結局自己によりない。 大きな鮎を三十匹ばかり夫が獲ってきたので、少しは煮があるのですが一つだけ申し上げますと、この子が泣いて、当時はどうかとの言い分を認めました。では、「あまりに多くの問題です」と説明しました。そして、こんな夫といままで連があるのですが一つだけ申し上げますと、先日、川からはかりというないということで、税を一部免除して、ればった。

が読み取れます。離婚する権利は基本的に夫側にある時と、妻と子には今まで通りの生活が保障されたことなどらの離婚が認められ、さらには追放処分まで行われたこ夫からが通例であるけれども、問題のある夫ならば妻かこの説話からは、鎌倉時代において、離婚申し立ては

とりで恋慕の情が再度沸いた夫により、

離婚が撤回され

行しつつあっても、 められていました。 家父長制が浸透し男女の不平等が進 道理は通ったのです。

ま

代になっても、妻からの離婚の訴えも事情によっては認

話が散見され、 する貴族の男性の話題など、京都の貴族社会における噂 婚した話や、 再婚についても、 藤原定家の日記 再婚するなら関東の武家の女がいいと希望 興味深いです。 かなり存在したことがわかってい 『明月記』には、大酒飲みの妻と離

3 室町時代の離婚・再婚

それを受けて機転の利いた脇句を付けました。このやり 姿から、夫は「三日月」に掛けた発句を詠みかけ、 ですけれども、 かう箕を、確かにこの女と離婚した証拠としてもらうの 夫からの「暇の印」が必要ということで、農作業につ す。夫の連歌狂いに愛想を尽かした妻が離婚を決意し、 でしょうか。これは狂言の「箕被」がよい素材となりま さて、狂言成立期である室町時代の離婚はどうだった 妻がその箕を頭上に被いた(かかげた) 妻は

ることになりました。

「三行半」へと続いていきます。 証明は、 ラブルが多かったことの反映です。この物品による離婚 れています。つまり、この時代に離婚・再婚をめぐるト す。この「暇の印」は、女性の再婚時に必要だったとさ い」という台詞もあります。ゴミくずのようなものでも より取るものじゃと申しまする、こなたの手より下され てもよく、「箕被」には「塵を結んでなりとも、 いいから、離婚には夫からの証拠の品が必要だったので いう場合もありますが、必ずしも文章・文書形式でなく 「暇の印」が必要であることがわかります。「暇の状」と この狂言からは、 戦国時代の離縁状(去状)、江戸時代の有名な 離婚に際しては夫からの離 夫の手 婚 証 明

4 戦国時代の離婚 再婚

が、 たちの残した史料があります。 戦国時代になると、 宣教師ルイス・フロイスの記録から確認できます。 ルイス・フロイス、永禄八年(一五六五)二月二〇 ヨーロッパからやってきた宣教師 民衆レベルの 離 婚 0) 話

日付書簡(中国・インドのイエズス会員宛)

までしばしば行はれ、少しも怪しまれず。あるも甚だ軽微なる理由に依り之を去りて、他のあるも甚だ軽微なる理由に依り之を去りて、他の妻を迎へ、婦人も亦夫を捨て、他に嫁す。但し婦妻は通常一人の外もたず、然れども仮令多数子女妻は通常一人の外もたず、然れども仮令多数子女妻は通常一人の外もたず、然れども仮令多数子女

・ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』

31:ヨーロッパでは、妻を離別することは、罪悪であ31:ヨーロッパでは、妻を離別する。

ないこと、などが明らかです。離婚は決して女性の不利らの離婚が多いけれども女性からの離婚も否定されていの日本において、離婚・再婚が頻繁であったこと、夫かの日本において、離婚・再婚が頻繁であったこと、夫かの日本において、離婚・再婚が頻繁であったこと、夫かまの離婚が多いけれども女性からの離婚も否定されている。 32:汚れた天性に従って、夫が妻を離別するのが普通

生きやすい時代であったのではないでしょうか。イチ」などとからかわれる現在より、よほど男女ともに益にならず、再婚も特に問題なかった時代です。「バツ

女性の処女性重視とは異なる価値観も、確かに存在して実績になったのではないでしょうか。秀忠との間に七人いいける貴種であったことは否めませんし、政治的策略ももちろんありましたが、既婚時に子を産んだことも略ももちろんありましたが、既婚時に子を産んだことも略ももちろんありましたが、既婚時に子を産んだことも、お江」は、現在で言うところの「バツ2」を経て、主信の処女性重視とは異なる価値観も、確かに存在してな性の処女性重視とは異なる価値観も、確かに存在して

5. 離婚が存在しない狂言の世界

いたと考えられます。

と、狂言世界とは乖離があるようです。それはなぜなのに明らかとなった、離婚が日常的であった中世の現実してほぼ離婚に至らないことに気が付きます。歴史学的狂言における離婚は、離婚の危機は描くものの、結果とこのような前近代の離婚の諸相を見ていくと、逆に、

でしょうか。

専門外の私の立場で結論めいたことは言えませんが、専門外の私の立場で結論めいたことは言えませんが、事門外の私の立場で結論めいたことは言えませんが、

そのように考えると、中世で頻繁に発生した離婚といそのように考えると、中世で頻繁に発生した離婚といる狂言世界において、どれだけ日常にありふれていたとしても、離婚は悲しいから描かない。このような価値としても、離婚は悲しいから描かない。このような価値が、室町時代の民衆に存在したことがうかがわれます。そしてまた、教訓、という視点も考えられます。室町ではなかった。

離婚されるのが当たり前の時代になっていきます。族の再生産にとって役に立たないと判断された女性は、れ、女は三界に家無し、といったものです。家父長制家

どんどん離婚しようといった価値観が、広く流布されてかれたりしたら、どうでしょうか。離婚していいのだ、な場面があったり、離婚して幸せになるような男女が描もし、人気芸能であった狂言に、離婚を推奨するよう

しまいます。

狂言も、民衆生活のすべてを取りあげているわけでは をいったのかもしれません。離婚の達成が題材として選ばかったのかもしれません。離婚の達成が題材として選ばがったのかもしれません。離婚の達成が題材は選びがた ありません。狂言にふさわしい題材が選ばれているわけでは な言も、民衆生活のすべてを取りあげているわけでは

おわりに

代人にも受け入れられやすいという話をうかがったこと日本人にも通じるところがかなりあり、ゆえに狂言は現日本語研究において、室町時代以降の言葉は、現代の

どの男尊女卑思想を植え付けていきます。子無しは去に入るとますます女訓書は流行し、女性に七去・三従な女性に従順を求める思想が強まります。さらに江戸時代時代は女訓書の先駆けである『乳母の草子』が流通し、

ます。結婚はめでたい、出来ない人もいるのだから。嫁観も、現代を生きる我々と、そう遠くないような気がしがあります。このことから考えるに、室町時代人の婚姻

すめできない、というような。くあることとはいえちょっと悲しいなぁ、人様にはおすく婚も聟入儀式も幸せで楽しいことだ。離婚はまぁ、よ

さってありがとうございました。かしらのお力添えになることを願います。お読みくだような風景でした。この文章が、今後の狂言鑑賞に、何歴史資料と狂言から見た中世の結婚・離婚とは、この

参考文献

年)多賀宗隼「兼実とその周囲」(『玉葉索引』吉川弘文館、一九七四多賀宗隼「兼実とその周囲」(『玉葉索引』吉川弘文館、一九七四高群逸枝『招婿婚の研究』(講談社、一九五三年)

一九八七年) 高木 侃『三くだり半―江戸の離婚と女性たち』(平凡社、田端泰子『日本中世の女性』(吉川弘文館、一九八七年)

一九九一年) ――祖先祭祀・女・子ども』 (校倉書房・服藤早苗『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども』 (校倉書房・

脇田晴子『日本中世女性史の研究』(東京大学出版会、一九九二

全

性』吉川弘文館、一九九二年) 組川涼一「家族を構成しない女性」(『中世を考える 家族・

関口裕子『日本古代婚姻史の研究』上・下(塙書房、一九九三

高橋秀樹『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年)

学園岐阜教育大学国語国文学』一五号、一九九六年)安田徳子「「聟入」の狂言、特に《相合袴》について」(『聖徳

₽』(爻貪聾号、一切しごE) 高橋昌明『中世史の理論と方法─日本封建社会・身分制・社会

史』(校倉書房、一九九七年)

関口裕子・服藤早苗他『家族と結婚の歴史』(森話社、一九九八

年

黒田ム子『女生からみご早世士会ご去』(交拿書記保立道久『中世の女の一生』(洋泉社、一九九九年)

黒田弘子『女性からみた中世社会と法』(校倉書房、二〇〇二

年

高松百香「九条兼実の興福寺再建―中世摂関家と〈鎌足〉」

礼」(『女と子どもの王朝史―後宮・儀礼・縁』森話社、服藤早苗「三日夜餅儀の成立と変容―平安王朝貴族の婚姻儀(『人民の歴史学』一六二号、二〇〇四年)

星倭文子「鎌倉時代の婚姻と離婚―『明月記』嘉禄年間の記述

を中心に」(同前)

二〇〇七年

磯貝富士男『日本中世奴隷制論』(校倉書房、二〇〇七年

二六号、二〇〇九年)菅原正子『中世後期の婚姻形態と居住」(『総合女性史研究菅原正子『日本人の生活文化』(吉川弘文館、二〇〇八年)

二〇一〇年) 代を生きた女たち―新・日本女性通史』朝日新聞出版、高松百香「婿取婚から嫁取婚へ」(総合女性史研究会編『時

服藤早苗監修『歴史のなかの家族と結婚』(森話社、二〇一一年)

参考、女学

【史料①】『玉葉』建久二年(一一九一)六月二日条 将也、 間事、 己卯、 称其所也、〉甚些少、 少、此日以使者大将迎婦之儀、 遣子細於頼朝卿之許、 例皆不快、 奉迎之由依令申、 力不及之由、 見置退出、依不審今日所参也、 〈能保本住所也、 而其家猶不作、 天晴、 進娘之儀不可候云々〈日来、 偏可随殿下御定之由申送候、 加之、当時事体頗懦弱、 示遣能保卿之許了、 巳刻許参内、 力不及之由、 此外無其所如何云々、余示云、一条 而去年其妻有事、 此直廬 仍聞披子細、 主上聊有御風気、 〈能保、 全別事不御云々、悦思不 彼卿再三示之、 猶不可然、 返報云、 諷諫能保歟、 仍広元下向之次、 頼朝卿可進娘、 仍於今者、可奉迎大 **閑院西町構小直盧、** 然而一闋已過了 去夜自関東此 随又無其家、 一作日、 然而、 不可 近

> 可宜之由仰之、深更退出、(以下略) 雖些少不可顧歟、陣中之条、猶不打つ任事歟、仍一条家更不可忌之由所存也、)何事有哉、又陣中家不可有雖者、

【史料②】『玉藥』嘉禎三年(一二三七)正月十四 送次第、 頭行列、 兼友候砌下、 房等遅参、 受取之由、 粗仰子細了、申尅許有長朝臣、高嗣参近衛、見廻女房可 奉行家司蔵人左佐高嗣、 只自是可 迎 遣之由、前関白有命、仍廻軽儀所致沙汰也. 如入内不足為例、承万、承安、建仁不快、仍今度無迎車 大明神冥鑒、 四五年頻以有被催召、必雖不可然、不能固辞、 十四日、 仲家刷袖車三両、 大宮中納言立几帳屛風、 予見了返給、 (以下略 朝間陰、入夜明月、 漸臨子剋、 兼日雖有命、 子細不遑具記〉、 乗御之後予密々乗車、 女房四人乗之、子剋寄車於寝殿南 漸令寄出車、 殿方又移付、 昨見廻之後皈来、 豫謁親経卿申定其儀、 前駈取松明候前庭、 其儀最密々了也、 此日左府被迎第 女房方事頗乖愚案、 於一条室町見物、 日条 戌剋出立、女 親季等朝臣寄 自彼殿浩 又平治例 只奉任氏 衛府長 娘

故藻璧門院御同胞、第二御娘也〉給也、代々婚嫁之例多夜左丞相〈春秋廿八〉可令通摂政殿御息女〈御年廿七、丙寅、〈陰陽不将日、〉朝間白雪間降、午後青天快晴、今【史料③】『葉黄記』嘉禎三年(一二三七)正月十四日条

也 迎車、 廊許也、 同宿なり、 其沙汰、不可必然、 相参会、 葺檜皮、 未被立寝殿、 而大概記之、御亭近衛以北室町以東也、 尋子細於参議親俊卿 毎事最密儀也、 蔵人左衛門権佐高嗣 者為執婿之礼、 〈当中門也〉有子午屋、 午刻許高嗣先参殿下、催沙汰雑事、 女房御乳夫也〉 彼例等不宜、 依後引導検知女房御方、 以土門被改了、 而今差加廊、 依此事自旧年移渡武者小路猪熊亭給、 室町面南有板棟門、 仍又有新儀等、 或者為新迎之儀、 仍只見廻之、 仍有詮議、 同心参仕、 〈殿年預家司也〉兼奉仰所申沙汰 〈左府御方執権人也〉、 被立中門 檜皮葺唐門、又日来無中門、 日来為左府御方云々、 兼可請取此御所之由雖有 只任時宜有其沙汰 自此可有御渡也、 〈無別棟、 御所御装束無殊事 北有土門、 前土佐守有長朝臣 平治・建仁等皆被進御 次参左府 日来前関白殿御 只廊而已、 両方所存知 而今棟門被 (以下略 此御所 藤宰 預相 只

【史料④】 『沙石集』 第七-一「嫉妬ノ心無キ人ノ事」

先世ノ事ト云ナガラ、只心ガラニ依ル可シ。(以下略)テ、ヤガテ留テ死ノ別ニ成ニケリ。人ニ悪レ思ハルルモ、クイゲナク云ケル気色、マメヤカニマメヤカニ糸惜ク覚へユク程ノ身ノ、何物カホシカルベキ」トテ、打咲テ、ニグをプリック、何物カホシカルベキ」トテ、打咲テ、ニグルノ妻ノサラルル時ハ、家中ノ物心ニ任テ取ル習ナレバ、遠江国ニ或人ノ妻、サラレテ既ニ馬ニ乗テ打出ケルヲ、遠江国ニ或人ノ妻、サラレテ既ニ馬ニ乗テ打出ケルヲ、

【史料⑤】『沙石集』第七-十一「無情ノ俗ノ事」

申サバ、余事ハ御邊迹アルベク候。此程山河ニマカリテ、 公事斗リシテ、男公事ハユリニケリ。(以下略 ガ申状違ズ」ト申ケレバ、不当ノ者ナリトテ、境ヲ追越 テ萬ヅ御心ヱ候ベシ」ト申ス。夫ヲ召テ引合スルニ、「 マダナラヌゾナラヌゾ」ト申テ、一モタビ候ハズ。是ヲ以 ヨラズ候キナリ。サリトモ鮨ハタビ候ナント思シニ、| イ リ食テ、此子ニタビ候ワズ。マシテワラハニハ、思ヒダニ 取り付テ泣候ヲ、「ヤレ未ダ煮ヌゾ」トテ、心ミ心ミ只独 ニシテヲキ候。此子只一人候ガ、「父ヲ魚クワウ」ト申テ、 大ナル鮎ヲ三十斗トリテ返テ、少々ハ煮テ食候。 ル。「アマリニ情無ク候事、サノミハ申シ難ク候。 事アレ。妻トシテ夫ヲサル事、 バ然ルベク候ナン」ト申ス。 テ相副フベキ心地モ候ハズ。御下知ヲヲ蒙リテ、放シ候ハ ル時、五六歳ナル子ヲ抱テ、地頭ノ許ニユキテ申ケルハ、 カリケレバ、妻タビタビ逃ゲケルヲ、捕ヘテ置キケリ。ア 奥州ニ百姓アリケリ。慳貪ニシテ、妻子ノ為ニモ情ケナ **「夫ニテ候モノ、アマリニ情ナク慳貪ニ候故ニ、タへ忍ビ** 妻丸ハイミジク今マデモ相ツレタリ、情アリトテ、 地頭云ク、「夫コソ妻ヲサル イカナル子細ゾ」ト尋ル 一事ヲ

 $\widehat{4}$

さから拒否反応を示したが、 聟候補の道長に対し、

注

- $\widehat{1}$ 聟取りや夫婦仲を中心に描いた、 引用などによっては「婿」を使うこともある。 稿では、基本的には「聟」を用いることとするが、史料 表現され、狂言では「聟」が採用されることが多い。本 前」「右近左近(おこさこ)」「千切木」「水掛聟」「鈍太郎. 情劇を描いた内容で、「二人袴」「船渡聟」「釣針」「八幡 行って起こす失敗談や男まさりの妻と頼りない夫との人 人公)とするもの。 鎌腹」などがある。なお、ムコは「婿」「聟」と漢字で 世間知らずの聟が妻の実家へ挨拶に 主に聟や夫をシテ(主
- 2 熊本県出身。一八九四~一九六四。小学校代用教員・ とめられている。 **婿婚の研究』(講談社、一九五三年) などを発表。日本の** 聞記者を経て、女性開放運動のかたわら、『母系制の研究 全十卷(橋本憲三編、 女性史学の基を築いた。著作の多くは『高群逸枝全集』 大日本女性史1-』(恒星社厚生閣、一九三八年)、『招 理論社、一九六六・六七年)にま
- (3) 一対一の男女関係が一定期間続くが、 姻関係。 永続的ではない

源倫子の父雅信は若さと官位の低

母の藤原穆子が将来性を見

5 寛元二年 (一二四四) 込んで選んだと『栄花物語』巻三は記す。 四月日 |僧源尊重申文案] (『鎌倉

遺文』六三一七文書)。

正応四年 (一二九一) 九月十四日

「長国高起請文」(『鎌

倉遺文』一七六八三文書)。

6